

事務連絡
令和2年3月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染拡大防止等
のための当面の留意点について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等によりお示ししているところですが、民生委員・児童委員（以下、「民生委員等」という。）における相談・支援等の活動（以下、「民生委員等活動」という。）にあたっては、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただきますようお願いいたします。

また、事務連絡の内容について、管内の民生委員等に対して周知を願いますとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知を願います。

記

1 民生委員等活動における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、訪問先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

(3) マスクの着用等

対人距離の確保等(できるだけ2メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。)が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。

2 新型コロナウイルスに感染した民生委員等について

(1) 感染した民生委員等及び感染が疑わしい民生委員等(発熱や咳などの症状がある)は民生委員等活動を行わないこと。

(2) 感染した民生委員等及び感染が疑わしい民生委員等は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

3 その他

(1) 当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ民生委員等活動を行うこととするが、地域により状況が異なることから、各自治体は、感染の拡大防止の観点から、地域の実情に応じた活動内容・方法等について検討すること。

また、活動内容等の検討に当たっては、民生委員児童委員協議会等関係機関と連携を図りながら、基礎疾患を有する者や体調に不安のある者など個々の民生委員等の健康状態に応じて柔軟な活動ができるように配慮すること。

(2) 各自治体や民生委員児童委員協議会が主催する民生委員等向けの定例会議、研修・セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

(3) 新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を民生委員等に提供すること。

(※) 新型コロナウイルス関連情報

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599389.pdf>

- 上記のほか、以下に掲載するホームページ等を活用し情報収集すること

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

電話：03-5253-1111（内線4962）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

電話：03-5253-1111（内線2857）